

令和8年度福島市「広告入り窓口用封筒」寄附希望者募集要項

福島市では、広告を掲載した窓口用封筒の無償提供(寄付)をしていただける事業者を募集します。

◎寄附希望者の応募資格

- 福島市広告入り窓口用封筒の寄附に関する要綱等を遵守して封筒の製作が可能な事業者(法人その他の団体)であること。
- 税の滞納がないこと。
- 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てまたは民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされているものでないこと。
- 暴力団員等または暴力団関係事業者でないこと。

◎窓口用封筒の仕様等

1 必要枚数

(1) 角形2号(ふたつき)または同程度の大きさの封筒 135,000枚

(2) 長形3号(ふたつき)または同程度の大きさの封筒 55,000枚 合計190,000枚

*上記は1年間の使用見込み枚数です。使用期間中これを超える枚数が必要となった場合は、追加寄附をお願いすることがあります。

*寄附受納の決定を受けた者(以下「寄附決定者」という。)が複数の場合は、数量を調整させていただくことがあります。

2 使用期間

令和8年6月から令和9年5月までの1年間

*寄附決定者と協議の上、使用期間を変更する場合があります。

※市と寄附者の協議により合意に至った場合は、当初の使用期間から1年間を限度として使用期間の終期を延長できるものとします。

3 設置場所

○市民課、国保年金課、市民税課

○16支所、2出張所、1行政サービスコーナー 合計22ヶ所

4 仕様

(1) 窓口用封筒の紙厚 65kg以上で、中に入れる書類等の文字が透けて判別できない厚みとします。

(2) 窓口用封筒の材質 再生紙・白無地又は明るい地色のもの

(3) 広告規格

①広告の掲載部分は、窓口用封筒の表面及び裏面それぞれの下部40%未満とします。

②広告枠数は、表面及び裏面のそれぞれに複数の掲載を可とし、色数は任意とします。

③広告枠内に広告主の企業名と連絡先電話番号を表示してください。

④窓口用封筒に「この封筒は、広告主の協賛により寄附されたものです。広告主や広告内容については、福島市が推奨するものではありません。」と表示してください。

(4) 窓口用封筒には、市の名称、所在地、市章などを印刷していただきます。

*掲載内容、位置、デザイン等の詳細は、寄附決定後に改めて調整します。

5 納入時期

初回の納入期限は、令和8年5月29日(金)です。

*以後は、市民課からの指示により、随時納入してください。(協議可)

6 納入場所

福島市役所市民・文化スポーツ部市民課及び設置窓口

7 梱包

1束100枚ごとに区分し、箱に入れてください。

◎広告主及び広告内容の基準等

福島市広告入り窓口用封筒の寄附に関する要綱及び同広告掲載基準に従ってください。

◎募集期間・提出書類等

1 募集期間

令和8年1月15日(木)から令和8年1月30日(金)まで(必着)

2 提出書類

(1) 福島市広告入り窓口用封筒寄附申込書(様式第1号)

添付1 商業・法人登記簿謄本または履歴事項全部証明書

添付2 会社概要(パンフレット、近年の市町村への納入実績等)

添付3 直近の市区町村民税完納証明書(所在地が福島市以外にある場合)

添付4 封筒見本(各5枚)※この見本は選考の際に使用します。

*商業・法人登記簿謄本(履歴事項全部証明書)および市区町村民税完納証明書は発行日の翌日
から起算して3か月以内のもの。

(2) 福島市広告入り窓口用封筒寄附申し込みに係る申告書(様式第2号)

3 提出方法および提出場所

上記2 提出書類を持参又は郵送により下記に提出してください。

〒960-8601 福島市五老内町3番1号

福島市市民・文化スポーツ部市民課総合窓口係

*ファクスやメールによる提出は受付しません。

*福島市広告入り窓口用封筒寄附申込書及び寄附申し込みに係る申告書の様式は、市民課に備え付けの
ほか、市ホームページからダウンロードできます。

*持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日を除く午前9時から午後5時までの間に持参して
ください。

*提出に要する費用は応募者負担とします。

*提出された書類は返却しません。

◎寄付採納の決定方法等および決定通知予定日

1 福島市広告入り窓口用封筒の寄附に関する要綱第5条の規定に基づき、提案内容や過去の実績等を総
合的に評価し、事業者を決定します。

*審査の経緯は公表しません。

*審査結果に対する異議申し立ては受け付けません。

2 応募結果については、すべての申込者に対し文書で通知します。

3 決定通知予定日 令和8年2月20日(金)

◎協定書の締結

寄附決定者は、当該決定の通知を受けた後、速やかに福島市と協定書を取り交わしてください。

◎窓口用封筒の製作

1 寄附決定者は、広告主、広告内容、色、形状等の窓口用封筒の仕様について福島市の承認を受けてくだ
さい。

2 前号の承認に当たり、窓口用封筒の仕様について修正・削除等を求める場合があります。

3 寄附決定者が窓口用封筒の仕様の承認を受け印刷しようとするときは、校正原稿を確認させていただきます。

◎注意事項

1 寄附希望者は、この募集要項、福島市広告入り窓口用封筒の寄附に関する要綱及び同広告掲載基準を確認の上、応募してください。

2 窓口用封筒は、市民課などで用事が終わった市民等が自由に利用するものであり、市が利用を義務付けているものではありません。

◎その他

この要項は、福島市広告入り窓口用封筒の寄附に関する要綱に基づき、福島市市民課や各支所等で使用する広告を掲載した窓口用封筒の寄附希望者を公募するに当たり、募集の取扱いに関し必要な事項を定めるものです。

<問い合わせ先>

福島市市民・文化スポーツ部市民課総合窓口係

TEL:024-525-3732 FAX:024-528-2454